



令和5年 岐阜県立岐阜各務野高等学校 交通安全ポスターコンクール 最優秀賞 1年生 (受賞当時) 脇田 帆南さんの作品

令和
6年

秋の全国交通安全運動

令和6年9月21日(土)～9月30日(月)

交通事故死
ゼロを目指す日

9月30日

運動の重点

- ・反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- ・夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- ・自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

運動の
重点

1

反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

推進項目1

歩行者の交通事故防止

出かけるときは、明るい服装をして反射材用品等を着用しましょう。

推進項目2

歩行者の交通ルール遵守の徹底

運転者に意思を伝え、横断中も周囲の安全を確認しましょう。

子どもや高齢者、障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進しましょう。



運動の
重点

2

夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

推進項目1

夕暮れ時以降の交通事故防止

夕暮れ時の早めのライト点灯とハイビームの適切な使用を心がけましょう。

推進項目2

運転者の歩行者優先意識の徹底と ながらスマホの防止

交通ルールを遵守し、歩行者や他の車両に、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

推進項目3

飲酒運転の根絶

地域や職場などでは、「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という環境を作りましょう。

推進項目4

妨害運転等の防止

ドライブレコーダーを取り付け、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

推進項目5

高齢運転者の交通事故防止

加齢など身体機能の変化が運転に及ぼす影響を理解し、安全に運転しましょう。

推進項目6

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト 着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

シートベルトとチャイルドシートで、交通事故の場合の被害軽減を図りましょう。

推進項目7

二輪車の交通事故防止

ヘルメットとプロテクターの着用で、交通事故の場合の被害軽減を図りましょう。



自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

推進項目1

自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

自転車を利用するときは、必ずヘルメットを着用しましょう。
自転車事故被害者の救済のため、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。
自転車の両側面に反射器材を備え、自転車の定期的な点検整備に努めましょう。



推進項目2

自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルールの周知

自転車は、原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先など、「自転車安全利用五則」に従って、交通ルールを守って走行しましょう。
飲酒運転・スマートフォン等使用時や傘差し運転等の片手運転、イヤホン等を使用した運転は危険な運転となりますのでやめましょう。

※ 自転車の新たな交通ルール

道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)の規定に基づき、自転車の酒気帯び運転、ながらスマホの禁止に対する罰則が創設されます。(令和6年5月24日に公布され6月を超えない範囲内で施行)

推進項目3

特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

令和5年7月1日から、特定小型原動機付自転車に関する新たなルールができました。
法律で定める基準を満たさないものは、特定小型原動機付自転車にはなりません。
交通事故の場合の被害を軽減するため、運転するときはヘルメットを着用しましょう。

地域ぐるみの見守り活動

「ながら見守り」で交通事故や犯罪から子どもたちを守りましょう!

登下校の時間帯に合わせて、

外に出て
花の水やり
をする



家の前で
掃除を
する



犬の
散歩を
する



など、時間と場所を工夫して、何かをしながら子どもたちを見守りましょう。

「早めのライト点灯」と「ハイビームの適切な使用」

ライト点灯時間の目安

9月／午後5時

10月／午後4時30分

特定小型原動機付自転車

【保安基準への適合等】

●道路運送車両の保安基準に適合・自賠責保険(共済)に加入・ナンバープレートの取り付けが必要

車両区分	速度等(速度抑制装置で制御)	免許	年齢制限
特定小型原動機付自転車	時速 <u>20</u> キロメートル以下 最高速度表示灯 緑色点灯	免許不要	16歳未満運転禁止
特例特定小型原動機付自転車	時速 <u>6</u> キロメートル以下 最高速度表示灯 緑色点滅	免許不要	16歳未満運転禁止

※形状が電動キックボードでも、法律で定めた基準を満たさないものは、特定小型原動機付自転車にはなりません。
※交通事故の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。

【歩道を通行できる場合】

特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合、歩道を通行することができます。
通行することができる歩道は、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限られます。

歩道では、中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行。

歩道を通行するときは、歩行者優先で、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止。



「普通自転車等及び歩行者等専用」



警察庁ウェブサイト特設ページ

交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、
県内にお住いの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。

趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、岐阜県環境生活部県民生活課(TEL058-272-8205)までご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。

(株)YuYu/Dream Power 実行委員会/脇若 保雄/(特非)ぎふ長良川走ろう会/中濃消防組合交通安全青年部会/
(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会/岐阜県民共済生活協同組合/(一社)全国霊柩自動車協会/(一社)岐阜県自動車整備振興会/
レジスタントカスタムショー/(一社)岐阜県自動車会議所/全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部/田中 英次/その他1名、1団体
(令和5年度中：順不同、敬称略)

岐阜県交通安全対策協議会

事務局 岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL:058-272-8205